

別記

第1号様式（第3条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

様

申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電話番号

印

京都府鴨川条例第9条第1項の規定により、別紙のとおり鴨川環境保全区域内における行為の許可を申請します。

- 備考
- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別紙

鴨川環境保全区域内行為

- 1 隣接する河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

- 備考 1 「行為の内容」の記載については、次のとおりとしてください。
- (1) 土地の掘さく等の行為については、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載してください。
 - (2) 工作物の新築等の行為については、当該工作物の名称又は種類及び構造又は能力等を記載してください。
- 2 「行為の方法」は、機械を使用する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載してください。また、行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記してください。
- 3 許可を受けた事項を変更する場合は、変更しない事項についても記載し、変更する事項については、変更前のものを赤字で、変更後のものを黒字で二段書きしてください。

第2号様式（第5条関係）

地 位 承 継 届

年 月 日

様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

印

京都府鴨川条例第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 隣接する河川の名称
- 2 被承継人 住 所
ふりがな
氏 名
- 3 承継の年月日
- 4 承継に関する事実
- 5 許可の年月日及び番号
- 6 許可の内容及び条件の概要

- 備考
- 1 届出人又は被承継人が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
 - 3 「承継に関する事実」は、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載してください。

第3号様式(第6条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>この証明書を携帯する者は、京都府鴨川条例(平成19年京都府条例第40号)第11条第1項の規定により立入検査を行う職員である。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>京都府知事 印</p>	<p>写真はり付け欄</p>
---	----------------

(裏)

京都府鴨川条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第9条第1項の規定による許可を受けた者又は前条の規定により工事その他の行為の中止等を命じられた者から当該行為若しくは当該措置の実施状況その他必要な事項について報告を徴し、又はその職員に当該許可若しくは当該措置に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者若しくは当該命令を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(2) 略

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第4号様式(第6条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>この証明書を携帯する者は、京都府鴨川条例(平成19年京都府条例第40号)第12条第1項の規定による立入りをを行う職員である。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>京都府知事 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真はり付け欄</div>
---	---

(裏)

<p>京都府鴨川条例(抜粋)</p>
<p>(調査のための立入り)</p> <p>第12条 知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、鴨川環境保全区域の指定のための調査のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。</p> <p>5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>7 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条第6項の規定に違反して、土地の立入りを拒み、又は妨げた者</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第5号様式（第8条関係）



備考 自転車の図柄、斜めの帯及びわくを緑色、文字の周囲の部分青色、文字及び地を白色とする。

第7号様式（第10条関係）

自転車等返還請求書兼受領書

(あて先)京都府知事		年 月 日	
請求者の住所		請求者の氏名	
電話			
京都府鴨川条例施行規則第10条第1項の規定により自転車等の返還を請求します。			
放置した日		年 月 日	
放置した場所			
放置した自転車等の特徴等	自転車又は原動機付自転車の別	自転車	原動機付自転車
	製造者の名称		種類
	色		車輪径
	錠の種類及び取付箇所		
	住所又は氏名の記載の有無と記載内容	有 () 無	
	防犯登録の番号		
	車台番号		
	標識番号		
	その他の特徴		

上記の 自転車 を受領しました。	
原動機付自転車	
(あて先)京都府知事	年 月 日
受領者の住所	受領者の氏名
電話	印

- 備考 1 該当する には、レ印を記入してください。
- 2 「種類」欄は、スポーツ車、シティ車、折りたたみ車等を記載してください。
- 3 「防犯登録の番号」欄は自転車の場合に、「車台番号」及び「標識番号」欄は原動機付自転車の場合に記載してください。
- 4 受領者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。